

鳥取縣公報

縣令

鳥取縣令第四十五號

昭和十四年三月三十一日鳥取縣令第六號警防團令施行細則中左ノ
通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十七年六月十六日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

第十五條中「市ノ警防團」ヲ「鳥取市米子市及倉吉町ノ警防團」

ニ改ム

鳥取縣令第四十六號

昭和十四年十月鳥取縣令第三十六號鳥取縣木炭檢査規則中左ノ通
改正ス

昭和十七年六月十六日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

第六條中 普通炭種、白炭、俵裝欄ノ「離葉木柴」ヲ「木柴」ニ

改ム

昭和十七年六月十六日
第一千三百四十二號

火曜日



本書ノ大體サハ國定規格A5判

特別炭種、瓦斯用木炭量目欄「一五趾」ノ下ニ「二〇趾」ヲ加
（同俵裝欄「四、口當、製製棧俵トス」ノ次ニ「但シ澗葉樹ノ
木柴ヲ渦卷狀トシテ口當ヲナスコトヲ得」ヲ加フ

第七條中 白炭 二等ノ品質撰別欄ヲ「炭質及撰別一等ニ亞ゲモノ」

ニ改メ松炭一等ノ品質撰別欄ヲ「炭質良好ノモノ」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

告 示

鳥取縣告示第三百五十八號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル故新聞紙ノ最終販
賣業者最高販賣價格左ノ通指定ス

昭和十七年六月十六日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

鳥取縣公報 每週曜日發行

（休日ニ當ル
時ハ翌日）

昭和十七年六月十六日
第一千三百四十二號

（昭和四年四月十五日）
第三種郵便物認可

00599

品名 規格 最終販賣業者最高販賣價格 備考
 故新聞紙 一貫 圓 七八
 一 撰伸シタルモノニシテ層又ハ甚シク汚損セルモノヲ混入セザルモノ

二 本表價格ハ賣主店先渡價格トス
鳥取縣告示第三百五十九號

價格等統制令第四條ノ四第一項ノ規定ニ依リ左ノ通古綿打直料ヲ認可シ鳥取縣綿打組合ノ地區内ニ於テ其ノ構成員タル資格ヲ有スル者ニシテ構成員ニ非ザル者モ其ノ構成員ト看做ス
 昭和十五年十一月鳥取縣告示第八百五十九號、昭和十六年五月鳥取縣告示第三百九十一號、昭和十七年五月鳥取縣告示第二百五十三號ハ之ヲ廢止ス

昭和十七年六月十六日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

一 組合ノ名稱及地區

(イ) 名稱 鳥取縣綿打組合

(ロ) 地區 鳥取縣一圓

二 構成員タル資格

地區内ニ於テ古綿ノ打直ヲ業ト爲ス者

三 統制令第四條ノ四第一項ノ規定ニ依ル認可額及其ノ實施ノ日
 (イ) 額
 種 別 規 格 單 位 額
 古綿打直 並打廻切機又ハ三ツアント一回打 一貫匁 六五
 同 上打 同 二回打 同 八〇
 同 同 細切機又ハ三ツアノド二回打 同 一、〇〇
 同 同 五十匁作 同 一、〇〇
 同 カード打 同 一、〇〇

一 本表打直料ハ集配貨込ノ額トス
 二 單位一貫匁トハ打直シ前ニ於ケル古綿ノ重量トス

(ロ) 實施ノ日

昭和十七年六月十六日

四 認可ニ附シタル條件

(イ) 物價調整上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ
 (ロ) 認可額及其ノ實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ揭示スベシ

鳥取縣告示第三百六十號

昭和十七年五月鳥取縣告示第三百十九號(石油販賣業者ノ石油販賣價格及容器貸貸期間經過後ノ貸貸料指定ノ件)中左ノ通改正ス

昭和十七年六月十六日

00600

鳥取縣知事 土 肥 米 之

二 容器貸ニテ販賣スル場合ノ容器貸貸期間及其ノ期間經過後ノ貸貸料ノ項(一)ノイ中「石油共販株式會社」ヲ「石油配給統制株式會社」ニ改ム

鳥取縣告示第三百六十一號

左記ノ者ヲ蠶絲業統制法施行規則第十一條第二號ニ依ル蠶取拔業者ニ指定セリ

昭和十七年六月十六日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

記

有限責任鳥取縣副蠶絲商共同施設組合ノ組合員

鳥取縣告示第三百六十二號

臨時種牡牛検査、役肉用牛登録審査及優良牛補助検査左ノ通り施行ス依テ検査ヲ受ケントスル者ハ六月十七日迄ニ縣廳ニ到着スル様願書ヲ提出スベシ

昭和十七年六月十六日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

検査場所 鳥取縣知事 土 肥 米 之
 検査期日 出場區域 検査時

西伯郡御來屋町 六月十七日

同郡法勝寺村 六月 十八日

同郡大篠津村 六月 十九日

米子市勝出町 六月 二十日

日野郡溝口町 六月 二十一日

同郡根雨町 六月 二十二日

同郡日野上村 六月 二十三日

東伯郡倉吉町 六月 二十七日

同郡矢送村 六月 二十八日

同郡浦安町 六月 二十九日

同郡赤碓町 六月 三十日

八頭郡用ヶ瀬町 七月 二日

同郡船岡村 七月 三日

岩美郡浦富町 七月 六日

鳥取市吉方 七月 七日

氣高郡大正村 七月 二十日

同郡正條村 七月 二十一日

産婆名簿登録者左ノ如シ

鳥取縣告示第三百六十三號

昭和十七年六月十六日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

本籍 鳥取縣西伯郡尚徳村大字榎原一四三四番地
住所 米子市粧町二丁目四六番地 田中たつ方
昭和十七年六月三日第八五九號登錄

江 原 敏 惠
大正九年十一月八日生

本籍 兵庫縣多紀郡日置村北島五八六番地
住所 東伯郡由良町大字由良宿五五六番地
昭和十七年六月三日第八六〇號登錄

向 井 て る ぶ
大正五年五月十三日生

鳥取縣告示第三百六十四號

產婆登錄名簿ノ取消者左ノ如シ

昭和十七年六月十六日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

住所 八頭郡若櫻町大字若櫻七三八番地

昭和十七年五月二十六日愛知縣寶飯郡中久保町下長山町
中屋敷五五番地ニ轉住ニ依リ六月三日付名簿取消方願出
同月五日取消

鈴木石子

鳥取縣告示第三百六十五號

國民體力法第五條第一項但書並ニ同法施行令第二條ノ規定ニ依リ
昭和十七年度要検査被管理者ノ體力検査施行ヲ命シタルモノ左ノ
如シ

昭和十七年六月十六日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

事業場ノ名稱 所在 地 事業主又ハ管
理人ノ氏名
日本曹達株式會社 米子市久米町一八二番地 瀬戸口 正生
日本鑛業株式會社 岩美郡小田村大字 荒金七一四番地 古館 源次郎
岩美鑛山 智頭郡智頭町大字 智頭二〇五二番地 安東 哲次郎
智頭木材統制株式會社 八頭郡智頭町大字

鳥取縣告示第三百六十六號

昭和十四年十月鳥取縣告示第六百七十九號木炭検査規則第十五條
ニ依ル木炭荷票左ノ通改ム但シ改正前調製セルモノハ當分ノ中使
用スルコトヲ得

昭和十七年六月十六日

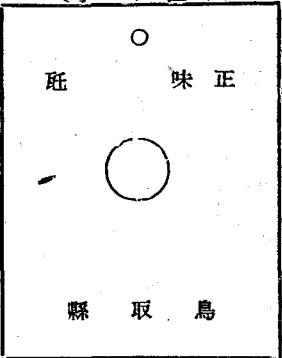
鳥取縣知事 土 肥 米 之

木炭検査規則第十五條荷票

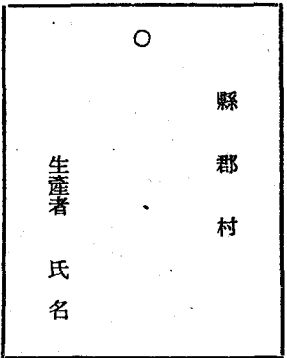
雛形

九種(三寸)

表 六種(二寸)



文字ハ白拔 但シ等外木炭ハ黒字



裏

鳥取縣告示第三百六十七號

種馬統制法ニ依ル昭和十七年ノ種馬檢定検査期日場所及區域左ノ
通定メラレタリ

昭和十七年六月十六日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

檢定期日 檢定區域 檢定場所
道府(支廳) 郡市 町村 位置

| | | | | | |
|-----------|-----|--|------------|---------------------------|---------------------|
| 七月 十九日 | 鳥取市 | 岩美郡 小田村 | 津野村 浦富町 | 宇倍野村 字ノ井村 | 鳥取市島 取常設家 畜市場 |
| 七月 二十日 | 八頭郡 | 船岡村 若櫻村 國東村 下私都村 丹岐村 佐治村 智頭町 | 大正村 大和村 | 船岡村 船岡村 岡常設家 畜市場 | |

彙報

土地を賣つたら國債を 臨時資金調整法の改正

(振興課)

いふまでもなく戦争に勝ち抜く爲には絶対に國民貯蓄の増加が必要である。特に大東亞戰爭勃發以來戦費は更に格段の激増を來し、しかも米英はその老なる經濟力を利用して持久戦を計畫してゐる模様であるから、我が國民は徹底的なる自給体制の下に國家の經濟力を増強して、戦費の負擔に當らなければならぬのである。

従つて政府も國民貯蓄の奨励を戦時下最高の經濟政策として取り上げ、國民また不自由を忍び困苦缺乏に堪えつゝ克く政府の方針に協力して、支那事變以來既に五百億圓の大貯蓄を築き上げて來たのであるが、今後益々生産設備を擴張して軍需品の供給を一層豊富にするため、進んで多額の資金を負擔しなければならぬのである。

就ては、政府も國民もあらゆる機會を捉へ、あらゆる手段を講じて更に一段と貯蓄増加に努めねばならぬのであつて、去る四月一日より臨時資金調整法、同施行令を改正せられて土地、建物其の他の賣却によつて相當纏つた臨時収入を得た向に對し、これを消費的購買力として浮動化することを防止して國債消化に協力せしめることとなつたのもこれが爲である。

即ち、改正臨時資金法第十條ノ二に於て「政府ハ土地其ノ他ノモノニシテ命令ノ定ムルモノヲ收用セラレ若ハ賣却シタル者又ハ其ノ利害關係人ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ他代價トシテ受クル金錢ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得」とし、同施行令第九條ノ二に於て、

- 一、土地、建物、船舶又ハ樹木ノ集團
- 二、前ニ掲グルモノヲ除クノ外事業ニ屬スル設備
- 三、地上權、永小作權又ハ土地若ハ建物ノ賃借權
- 四、特許權、鑛業權又ハ漁業權
- 五、書畫又ハ骨董
- 六、其ノ他大藏大臣ノ指定スルモノ

の代價として受ける金錢の一部を以て國債を買入保有すべきことを命じ得ることとなつたのであつて、これに違反するものは千圓

以下の罰金に處せられることになつてゐる。

しかしてこの國債買入保有の命令は種々の都合上、受取額五千圓以上の者に發せられることとなつてゐて、右の物件や權利を買つた人、收用した人は、その支拂代價金が受取る人一人々々から見て五千圓を超える時は、地方長官を經由して大藏大臣にその詳細を報告すべきことが定められてゐて、もしこれを怠れば又右の罰金を適用されるから注意せねばならぬ。又この國債買入保有に充てるべき金額は代價價格の少くとも八割以上となつてゐる。

しかしこの國債買入保有命令は決してその全部の義務者に對して直にこの嚴重なる命令を出すといふのではなく、今回の法律改正の趣旨は從來から行はれてゐる「土地を賣つたら國債を」といふ貯蓄奨励運動を一層全國的に統一的に行はうとする爲に、最後の手段として法律に基く命令をも發し得ることとしたものである。即ち、地方長官は土地其の他のものの賣却又は收用があつた事實を知つた時は、其の受取人に對して「國債購入勸奨狀」を發し代價金の受取人は其の勸奨に應じて「國債購入豫定計畫書」に必要事項を記入して地方長官に提出するのであるが、やむを得ない事情によつて、代價金の入割迄の國債が買へないといふ場合には、府縣當局は土地其の他の物件を賣却するに至つた動機や、受

取つた金の費途などを取調べて、相當の理由ありと認められた場合は國債購入額を減じ、或は全然これを免除することも出来ることになつて居るのである。

しかしして府縣當局に於て國債購入額を斟酌し得る標準としては

- (1) 苦しい借金の返済に充てたいといふ場合。
- (2) 甲の建物を買ふ爲に乙の建物を賣るといふやうに、是非代替物を買入れたといふ場合。
- (3) 病氣や災害などに依つて不時の費用がどうしても要る場合
- (4) 事業資金として使ひ度い場合、但しこの場合の事業とは時局緊要の産業のみに限られる。
- (5) 轉業廢業の爲に差當りの生活費として、どうしても金が入用な場合。

などが通例考へられるのであるが、この外地方長官が國債買入をさせるに適當でないと思つた場合には相當の斟酌を加へ得ることになつてゐる。例へば、半分は國債を買ふが半分は長期安定性の貯金にして置きたいとか、代金の一部を保險や年金又は債券とか社債、地方債の買入れ資金に充てる等の場合でも或る限度減額して差支へない場合があるわけである。

尚、受取るべき金額五千圓以下の場合については、各人の良心

に委せられてゐるわけであるが、これも右の趣旨に鑑みて五千圓以上の場合と同様なるべく多く貯蓄の方に振り向けて貰ひ度いものである。

以上大休本制度のあらましを述べたのであるが、各位の協力によつて本制度が圓滑に運用せられて、本年度國民貯蓄増加目標二百三十億圓達成に、能ふだけ多く貢献し得るやう望んでやまぬ次第である。

二百三十億貯蓄強調週間

六月十九日より 七日間
六月二十五日まで

(振興課)

昭和十七年度國民貯蓄増加目標額二百三十億圓、これに基く本縣同目標額七千萬圓の貯蓄は眞に縣民の重責であつて、如何なる困難な事情があらうとも、大東亞戰爭に勝ち抜く爲に斷乎としてこの目標額の達成に邁進しなければならぬのである。

而してこれが達成の成否は一に縣民の努力如何にあるのであつて、決して不可能ではないが、又決して易々たるものとする事

も出来ない。縣民は茲に今次大戦必勝貯蓄の重大なる意義を認識し、本縣實施要目にある本年貯蓄奨励の重點を再検討して貯蓄の計畫化、合理化に依る方策を着々實踐に移し、今後愈々縣民貯蓄増強の最高度を發揮しなければならぬ。

仍て今回六月十九日より一週間を「二百三十億貯蓄強調週間」として、全國一齊に本運動が展開せられるに當り、本縣に於ても次の實施事項を定めてこれが目的達成に邁進することとなつたので、縣民は正確なる時局認識を徹底して貯蓄の實踐に努め、以て七千萬貯蓄を貫徹されるやう切望する次第である。

△強調週間實施事項

「昭和十七年度國民貯蓄増強方策要綱」及び「昭和十七年度鳥取縣國民貯蓄奨励實施要目」に基き、各地方の實情に應ずる實施計畫を樹立して左の事項に留意し、國民貯蓄の強行に推進すること
1 本縣貯蓄増加目標額七千萬圓達成は五十萬縣民が熱火の一團となり、一切の困難を克服し、更に數段の消費生活の切下に甘んじ、以てその成果の萬全を期するときは、目標額の達成は敢て困難でないのだから、斯る信念に依つて一意専心これが達成に邁進すること。

2 今回の強調週間の實施は、從來の例の如き恒例的を避けて適

地適然に然かも強力に、國民運動たるの實を擧げること。

3 郵便局、信用組合、銀行、無盡會社、並に農業、林業、工業商業其の他各種團體に連絡協力すると共に自發的運動を展開すること。

4 國民貯蓄組合は大体縣内各地域に設立を見てゐるが、其の組合の取扱ふべき貯蓄の種類が適當でない爲に、或は低額に失したり若くは多種類に涉つて整理が困難を來してゐるもの等について、適當に整理し又は更に計畫し、貯蓄増強上効果が少くて却つて組合長の手敷を煩はすもの等は此の際整理すると共に組合貯蓄率は本年度市町村目標額の二割以上となるや、前年度より増加目標の樹立に努めること。

5 會社、工場、鑛山、農林、水産、産業關係等の貯蓄計畫に當りては、前年度に比し本年度目標額の増加率以上の貯蓄率を定めて實行すること。

6 都市若は之に準すべき町村に於ける國民貯蓄奨励は、各種事情の爲に貯蓄増強の困難な場合が多いので、特にこの方面には本運動を強力に行ふこと。

7 上半期賞與高率貯蓄及び賞與國債支給運動の開始に當つては趣旨の徹底を圖り、地元郵便局、日本勸業銀行鳥取支店並に産業組合其の他の銀行等と連絡して萬全を期すること。

以上本縣の二百三十億貯蓄強調週間實施事項について記したが

尙、縣民貯蓄の實踐に當つては本週間に必勝貯蓄として國債、貯蓄債券、報國債券の購入若は豫約、定期、積立、定期等長期の預貯金の契約並に開始、簡易保險、生命保險、無壽の契約等を實施し、又國民貯蓄組合としては、縣實施要綱に基いて縣下全組合がその整備擴充に努めると共に、組合貯蓄目標は本年度は前年度より約一割七分を増加してゐる筈であるから、再検討の上貯蓄率の低いものは増訂を行はれたい、各部落會、町内會毎の昭和十七年度増加目標額の決定してゐないものに於ては、この週間中にこれを決定されたいのである。

御親閱拜受記念

青年學校學校林の設置

(社會教育課)

昨年五月二十二日、全國青年學校生徒及び教員は、畏くも御親閱の光榮を拜したのであるが、この光榮を永く記念する爲各青年學校に學校林を設置することとなり、目下本縣下に於て縣指導の下に十七ヶ町村の學校林設置を見てゐるのを今後全町村に設置して

00608

00607

00609

職員生徒の集團勤務により、國土愛護及び造林報國の實を擧げると共に、青年學校教育の振興に資することゝなつた。

しかしてこの學校林の造林作業は修學上支障のない限り、生徒の勤勞奉仕によるを原則とし、困難なる箇所は作業のみを人夫によることゝするのであつて、一學校の設置標準面積は五町歩以上としてゐるが、もし毎年度一町歩づつ植栽して四十年にして伐採するとすれば、四十町歩を設置して輪伐をすることが出来るわけである。造林地の設定に當つては成るべく公有林(市町村有林)より選り、地味が良好で作業上の危険が少く、學校より近距離の地を可とする。

造林種はスギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ等とし、立地その他の状況に應じて決定すればよく、苗木については、自校に於て育苗しない場合は縣苗圃で育成したものゝ配布を受けるか、又は縣林務課内縣樹苗組合に斡旋方を依頼し、且つ新植に要する費用に對し公有林にあつては、其の三分の二以内を補助せられるから昭和十一年八月縣令第二十號森林治水事業補助規程に基いて市町村又は町村組合に於て申請されたい。新植以外の經費及び手人に關する一切の費用は、市町村町村組合に於て負擔するのである。尙、學校林造成に關しては縣社會教育課に連絡すると共に造林地、造林技術、經費補助等については縣林務課の指導を受けて、

事業遂行遺憾なきを期せられたいのである。

大豆の増産に努めよ 本縣割當一萬四千余石

(農務課)

大豆は味噌や醬油、油揚、豆腐、煮豆、黃粉等其の用途頗る廣く、而も蛋白質食物であつて我々日常生活上絶対に欠かすことの出来ないものである。

昨今大豆の不足に依つて之等日常生活上欠ぐことの出来ないものが、兎もすれば不圓滑を來す状況にあることは甚だ遺憾なことゝ云はねばならぬ。尤も昨年の大豆作況は不作であつて如何ともなし得ないのであるが、本年は政府より本縣へ對し大豆増産割當一萬四千九百九十一石を指定して來てゐるのであつて、縣では右の事情に鑑み、是非本縣への割當達成を期して之が増産に邁進することゝなつた。

併し縣が幾ら増産を叫んだとしても、從來より五割多く栽培せねば此の割當量に達しないのであつて、此の點農家は固より一般家庭に於ての一段の工夫協力を願はなければならぬのである。

00610

大豆は何處にでも出来るものであつて、肥料も燐酸、加里肥料で充分であり、播いてからの手数もかゝらないから素人でも容易に作り得られるのである。

畦幅は一尺五寸から二尺位、株間六寸から八寸位(肥沃地は畦幅、株間共少し廣くすること)でよく、六月上旬から七月上旬(普通平坦地は六月中旬)までに反當四升内外を播種するのである。播種するに當つては作條を切り、六、七寸の間に二、三粒宛點播して覆土するのであるが、極端な淺土とか瘠地には堆肥糞等を敷いて乾燥を防がなければならぬ。

尙ほ、肥料は普通畑で草木灰二十貫、黒ボク地帯で過燐酸石灰六貫、草木灰十貫の極く僅かなものを播種と同時に施せばよいのであつて、畦、端、開墾、空地、燒畑、荒地等を利用すれば本縣への増産割當達成はさして困難ではないのである。切に各位の積極的協力を望む次第である。

正誤

昭和十七年三月三十一日鳥取縣令第三十一號一頁上段一三行「稱スルモノハ」ハ「稱スルハ」同頁下段一一行目「不合格」ハ「不

◎ 行旅死亡人

一 本籍、住所、氏名、年齢、性別、職業
自稱本籍北海道札幌市二北條東十二丁目二十三番地
住所不詳 工藤 征吉 四十五年

合格品」ノ誤、二頁上段初行「但シ輸出品ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ」ハ誤植、昭和十七年三月三十一日鳥取縣條例第二號五頁下段八行「金一錢」ハ「金二錢」六頁上段六行「既能」ハ「既納」ノ誤、昭和十七年三月三十一日鳥取縣告示第百六十七號六頁下段二行「百枚ニ付キ」ハ「五百枚ニ付キ」ノ誤、同四行六ノ次ニ「七 綿紙一締一貫ニ付金二錢」「八 半切紙一締千枚ニ付金一錢五厘」ハ脱落
七頁下段五行「證紙ノ大イサ」ハ「證紙ノ大キサハ」
昭和十七年三月三十一日鳥取縣告示第百六十九號上段四行「鳥取縣紙検査規則第二條ニ依リ」ハ「鳥取縣紙検査規則第三條ニ依リ」同頁一三行「因幡紙」ハ「因州紙」ノ誤

椅子職人

二 相貌、特徴

身長五尺二寸位、顔長ク額廣ク眉毛太ク目、口、耳各並鼻隆ク
額長ク頭髮三寸位、特徴鼻アリ

三 著衣及所持金品、洋服上下、シャツ一、茶黒破レ夏衣一、
冬帽子一

四 警察署ヨリ引渡ヲ受ケタル年月日

昭和十七年三月三十一日

五 假埋葬年月日及場所

一昭和十七年四月二日 函館市山脊泊共同墓地

備考 右函館市松風町十五番地入船旅館ニ濱泊中昭和十七年三

月二十五日午前一時三十分腦溢血ニ因リ死亡前記ノ通假

埋葬ス

六 取扱者 函館市長

右心當リノ向ハ直接該村長宛照會相成度

◎ 行旅死亡人

一 本籍、住所、氏名年齢、性別、職業

自領、籍鳥取縣東伯郡橋津村以下不詳、住所不詳

戸主健治三男 自稱 山田 佐 吉四十六歳 無職

二 相貌、特徴

身長五尺位、丸顔、額狭ク眉毛、目、口、耳各並、鼻低ク、額
短ク頭髮一寸位、特徴ナシ

三 著衣及所持金品

黒上著、茶色上著、國防色破レスボン、メリヤス破レスボン下
綿ネル破レ單衣、兵兒帯以上各一、破レゴム靴ヲ穿ツ所持ナシ

四 警察署ヨリ引渡ヲ受ケタル年月日

昭和十七年二月二十四日

五 假埋葬年月日及場所

昭和十七年二月二十七日函館市山脊泊共同墓地

備考

六 取扱者 函館市長

右昭和十七年二月二十四日行旅病人トシテ收容救護中ノ處翌二十

五日午後一時四十分腦溢血ニ因リ死亡前記ノ通り假埋葬ス

右心當リノ向ハ直接該市長宛照會相成度

昭和十七年六月十六日印刷
昭和十七年六月十六日發行

鳥取縣鳥取市東町
發行所 鳥取
鳥取縣高郡大正村大字古海
印刷所 鳥取刑務支所